

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成

市は、次に該当する方へ医療費助成を行なっています。

【問合せ】子ども未来・医療給付係 ☎32-22216

◆対象者

1 重度心身障がい者

●「身体障害者手帳」1～3級（3級は内部障がいに限る）をお持ちの方

●療育手帳「A」をお持ちの方または知的障がい「重度」と判定（診断）された方

●「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方

2 ひとり親家庭等

●18歳になる年度末（3月31日）までの児童を扶養または監護している、ひとり親家庭等の父または母

※18歳以降もお子さんを扶養する場合、引き続き助成を受けられることがあります。

●ひとり親家庭等の児童

※18歳になる年度末（3月31日）まで
※18歳以降も保護者に扶養される場合、引き続き助成を受けられることがあります。

※1・2に当てはまる方でも所得額によっては、対象者とならない場合もあります。

3 子ども

●18歳になる年度末（3月31日）までの子ども

◆助成の範囲

入院・通院・訪問看護・柔道整復などの医療費

●「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方→入院は対象外

●ひとり親家庭等の父または母の方→入院・訪問看護のみ対象

※薬の容器代・文書料・食事代などの保険外診療は、助成の対象になりません。

◆自己負担額

●市民税課税世帯の方

医療費の1割

※ただし、自己負担額が次の金額を超えた場合、超えた分の医療費助成を受けることができます。

【通院】月額 18,000円
年額 144,000円

【入院】月額 57,600円
(多数該当の場合44,400円)

●市民税非課税世帯の方

初診時一部負担金
(医科580円・歯科510円・柔道整復270円)

●18歳になる年度末（3月31日）まで自己負担なし(無料)

■病院などの窓口で医療費助成を受けられなかった場合

【子ども】

受給者証を病院などの窓口に出すと、その場で医療費が無料になります。適用とされない病院などもあります。無料にならない場合は、後日必要書類を持参のうえ、市役所で申請手続きをしてください。

【子ども以外の方】

それぞれの自己負担額を超える医療費を負担した場合は、必要書類を持参のうえ、市役所で申請手続きをしてください。

必要書類：「領収書」「保険証」「振込先口座のわかるもの」

■8月以降の受給者証について

●重度心身障がい者・子ども医療費受給者証

更新手続き不要です。

※7月下旬に送付します。

●ひとり親家庭等受給者証

更新手続きが必要です。

※対象者にはご案内しています。

※現在お使いの受給者証は、一部を除き有効期限が令和6年7月31日となっています。

サマージャンボ宝くじ サマージャンボミニ

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボは、ネットでの購入もできます。

発売期間

7月8日(月)～8月8日(木)

各1枚 300円

抽選日 8月23日(金)

●サマージャンボ宝くじ

「1等・前後賞合わせて7億円」

1等 5億円×24本

前後賞各 1億円×48本

※発売総額 720億円・

24ユニットの場合

●サマージャンボミニ

「1等・前後賞合わせて5千万円」

1等 3千万円×70本

前後賞各 1千万円×140本

※発売総額 210億円・

7ユニットの場合





information 年金

問合せ

戸籍年金係

☎32-1823

砂川年金事務所

☎52-2144

国民年金保険料免除などの申請について



令和6年度分保険料(令和6年7月分から令和7年6月分まで)の免除などは7月から受付開始

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不慮の事態が生じたときに、「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受けられない場合があります。

経済的な理由などにより国民年金保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので申請してください。

●免除の条件

本人、配偶者および世帯主、それぞれの前年所得が一定額以下

※令和6年度分保険料(令和6年7月分から令和7年6月)は令和5年中の所得で審査を行います。

●納付猶予とは

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度

退職(失業など)により納付が困難な方は、特例免除を申請できます。

▶対象となる方 申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業など)された方

▶必要書類

●「国民年金保険料免除・納付猶予申出書」

●失業した事実が確認できる証明書類の写し

「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受給資格通知」

「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市役所の戸籍年金係の窓口または年金事務所へご相談ください。

マイナポータルを利用していつでも免除などが申請できます

●マイナンバーカードと受け取り時に設定したパスワードを用意し、マイナポータルの利用者登録をしてください。

電子申請には次の3つのメリットがあります。

その1 24時間365日、申請ができます！

その2 スマートフォンから申請できます！

その3 処理状況も申請結果も確認できます！

●申請方法(電子申請の場合、紙の申請書の記入が不要となります。)

1 マイナンバーカードを準備して、マイナポータルへアクセスしてください。

2 マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認して「手続きに進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

3 案内に従い、必要事項を入力して申請を行ってください。

退職(失業など)により納付が困難な方は、退職した事実が確認できる書類の画像をアップロードしてください。

マイナポータル
<https://myna.go.jp>



電子申請の概要は

日本年金機構ホームページをご覧ください。

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_kojin/shinsei_kojin.html

